

平成 30 年 11 月 7 日

神戸市長
久元喜造様

神戸市いじめ問題再調査委員会
委員長 吉田圭吾

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に関する調査に係る報告時期について
(報告)

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に関する調査については、当委員会において鋭意、調査を進めているところですが、

- ・市教委の第三者委員会による関係者への聴取記録など膨大な資料を整理し、読み込んで調査にあたっていること。
- ・事実関係を明らかにしていくため、必要と考えられる関係者からしっかりと聞き取りができるよう努めていること。

から、調査を尽くすには一定の時間を要する見込みとなっています。

当委員会に対して平成 30 年 7 月 16 日になされた要請では、「当該調査の結果について報告書を作成し、年内を目途として報告すること。」とされていますが、当委員会としては、年内には関係者からの聞き取りを終え、年度内のできる限り早い時期に報告することを目指したいと考えています。

なお、ご遺族には、当委員会から調査の進捗状況を説明し、調査に一定の時間を要することについてご承知いただいておりますことを申し添えます。